

NA1000 サポートサービス（5年分） のご使用条件

N E Cプラットフォームズ株式会社（以下「当社」とします。）は、次に定める条件により、本サービスをお客様に提供いたします。

第1条（対象機器）

当社は、所定の登録手続きが完了した「NA1000 シリーズ」（以下「対象機器」とします。）を対象に、本サービスを提供します。

第2条（本サービスの内容）

本サービスの内容は、次のとおりとします。

1. 先に代替品を送付して装置交換する、対象機器の修理を実施。

(1) 契約期間内は修理費用が不要です。

(2) 連絡先は以下となります。

N E Cプラットフォームズ株式会社
NA1000 シリーズ サポート係 宛
cs-license@necpf.jp.nec.com

2. 対象機器の最新ファームウェア及び管理コンソールの最新ソフトウェアの提供。

(1) 申込時の連絡先に通知します。

(2) 提供方法は当社サイトからのダウンロードになります。

第3条（本サービスの提供期間・提供時間）

1. 本サービスの提供期間は、申し込みされたサービス開始日から5年間のサービス終了日までとします。

2. 本サービスの提供時間は、土・日曜、祝日及び当社所定の休日を除く平日（月～金曜日）9：00～17：00とします。

第4条（再委託）

当社は、自己の費用と責任で本サービスの提供にかかる作業の全部または一部を第三者に再委託することができます。

第5条（除外作業）

次の各号に定める事項は、本サービスの範囲に含まれません。

(1) 対象機器の改造、機能変更、移設（本サービス所定の移設を除く）、撤去及び廃棄

(2) 対象機器の日常の清掃、点検及び運転

(3) 天災（落雷含む）、地震その他当社の責に帰すことのできない事由により生じた故障の修理

(4) 設置環境条件に反したことにより生じた故障の修理

(5) 指定品以外の消耗品を使用したため、または消耗品の保管不備のために生じた故障の修理

(6) 不適切な対象機器の使用または取り扱いによる故障の修理

(7) 当社以外の者が作成したプログラム、ハードウェア等に起因する事故の調査及び故障の修理

(8) 対象機器の塗装及び仕上作業ならびに当該作業に要する資材の供給

(9) 対象機器外部の電気作業及び対象機器への回線接続工事またはその工事の立ち会い

(10) 故障により破損した内部データの復旧

(11) 最新ファームウェア及び最新ソフトウェアの、端末へのインストール作業

第6条（お客様の負担する費用）

本サービスに要する費用のうち次の各号に定めるものについては、お客様の負担とします。

(1) 電力料、水道料及び通信費

(2) 消耗品、記録媒体等

(3) 当社が別途指定する有償交換部品代

第7条（最新ファームウェア及び最新ソフトウェアの使用権）

1. お客様は、1台のNA1000シリーズにおいてのみインストールし、使用することができます。

2. お客様は、前項に定める条件に従い、日本国内においてのみ最新ファームウェア及び最新ソフトウェアを使用することができます。

第8条（複製、改変、及び結合）

本サービスの使用条件は、最新ファームウェア及び最新ソフトウェアに関する無体財産権をお客様に移転するものではありません。

第9条（移転など）

1. お客様は、賃貸借、リースその他いかなる方法によっても本サービスの使用を第三者に許諾または譲渡してはなりません。

2. お客様は、本使用条件で明示されている場合を除き最新ファームウェア及び最新ソフトウェアの使用、複製、改変、結合またはその他の処分をすることはできません。

第10条（逆コンパイルなど）

お客様は、最新ファームウェア及び最新ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アSEMBルすることはできません。

第11条（責任の制限）

1. 当社は、当社による本サービスの実施に瑕疵があった場合は、その瑕疵の治癒のために必要な本サービスを繰り返し実施するものとします。

2. 前項に基づく本サービスの繰り返しの実施が、本サービス実施の瑕疵に関して当社がお客様に負う責任の全てとします。

第12条（老朽化装置の取り扱い）

本サービスの提供期間にかかわらず、対象機器が老朽化し正常な運転の維持が本サービスによっても不可能であると当社が判断した場合、お客様と当社との間で別途協議のうえ以後の取り扱いを決定するものとします。

第13条（交換部品の所有権）

本サービスの履行に伴って回収された故障部品の所有権は、全て当社に帰属するものとします。

第14条（設置場所の環境）

お客様は、対象機器が設置された場所の環境条件（入力電源、温湿度、塵埃、振動、電界及び磁界、接地条件、有害な塩基及び有酸ガス、メンテナンスエリア等）を常に整備、維持するものとします。

第 15 条（秘密保持）

お客様及び当社は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の業務上の情報であつて、開示のとき秘密である旨指定されたものについては、本サービスの提供期間中のみならず、その終了後も第三者（当社の再委託先を除きます。）に開示または漏洩しないものとします。

第 16 条（権利譲渡の禁止）

お客様は、本サービスの実施から生じる権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡できないものとします。

第 17 条（本サービス提供の中止）

お客様が本サービスのご利用を中止した場合であっても、お支払いいただいた代金は返金しないものとします。

第 18 条（損害賠償）

- 1.お客様は、本サービスに関連して当社の責に帰すべき事由により損害を被った場合、現実が発生した直接かつ通常の損害に限り、当社に請求できるものとします。この場合の当社の負担する損害賠償の総額は、本サービスのご購入代金として当社がお客様から受領した金額を超えないものとします。
- 2.当社は、いかなる場合もお客様の逸失利益、特別な事情から生じた損害（損害発生につき当社が予見し、または予見し得た場合を含みます。）及び第三者からお客様に対してなされた損害賠償請求に基づく損害について、一切責任を負わないものとします。

第 19 条（反社会的勢力の排除）

- 1.お客様及び当社は現在及び将来において自己が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」とします。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、反社会的勢力を利用しないこと、相手方の名誉・信用を毀損し、もしくは業務の妨害を行い、または不当要求行為をしないこと、及び自己の主要な出資者または役職員が反社会的勢力の構成員ではないことを表明し、保証するものとします。
- 2.お客様または当社は相手方が前項の表明、保証に違反した場合には、相手方に対する催告なく、何ら損害賠償義務を負うことなく直ちに本契約を解除し、これにより被った損害の賠償を請求できるものとします。

第 20 条（合意管轄）

本契約に関してお客様と当社との間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としてこれを解決するものとします。